2023 年度版

日本学生支援機構国内奨学金受給者で「海外へ渡航」する方へ

出国する日を含む月の前々月の 20 日までに、以下①～⑩について豊中学生センターへ**必ずメールで報告**してください！

※海外旅行や1ヶ月未満の海外渡航の場合は連絡不要です

（渡航の詳細が確定していない場合でもわかる範囲で期限までに報告してください。
学生センターへの報告期限を過ぎている場合は、可能な限り速やかに報告してください。）

◆メール件名：**「渡航報告」**

	メール記載事項	内容（例）
①	学籍番号	学生証で確認してください（例：12A34567）
②	氏名	学生本人の氏名です
③	渡航期間中の学籍状態	休学／留学／在学のいずれか （必ず所属学部・研究科の教務担当係に確認し、正確な情報を記入）
④	渡航目的	海外留学／海外研修／海外における調査／その他（海外渡航） 等 （休学の場合は「休学願」で願い出た正確な事由を記入）
⑤	③の開始日から終了日	所属学部・研究科に届け出た正確な「開始日～終了日」を記入 （2023 年〇月〇日～2024 年□月□日） ※③が「休学」の場合は、休学期間を記入（留学の期間ではない）
⑥	渡航先の国名	
⑦	受入先	「〇〇大学・大学院」／「□□語学学校、専門学校」等
⑧	渡航費用の援助の有無 （自身（家族）の費用だけで渡航するのか否か）	「有」の場合は、援助制度名称（募集要項等で正確に確認すること） （例：「海外留学支援制度（協定派遣）」、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」等）
⑨	受給中の奨学金	第一種奨学金／第二種奨学金／給付奨学金
⑩	渡航期間中の受給希望	（⑨の奨学金のそれぞれについて） 希望有／希望無 のいずれか ※ ③が「休学」の場合は⑦が「大学・大学院」の場合のみ、貸与奨学金の受給を希望可能。（語学学校や専門学校は不可。また、給付奨学金の休学中の受給は一切不可。） ※ ③が「留学」または「在学」の場合は原則「受給有」（ただし、⑧で海外留学支援制度や官民協働海外留学支援制度を受ける場合の給付奨学金は「停止」が必要（受給不可）となるため「希望無」とすること）

※⑩が「無」の方：留学終了後、奨学金を再開するときは「復学」手続きが必要です。

※⑩が「有」の方：メール報告後、追加手続きが必要です。
メール報告を受け、学生センターより必要な手続きについて個別に連絡します。

【参考：大阪大学 HP 日本学生支援機構奨学金：異動手続きについて】

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/term_alter ➡

※ 学籍状態が「留学」で渡航し、卒業延期となる予定の方へ
原則として最短修業年限を超えて日本学生支援機構国内奨学金は受給できません。
“休学により”又は“やむを得ず”卒業期が延びる場合でなければ、最短修業年限を超えた時点で受給期間が残っていても留年扱いとなり、日本学生支援機構国内奨学金は「廃止」となります。

【メール送信・問い合わせ先】
大阪大学豊中学生センター 奨学金担当
〒560-0043 豊中市待兼山町 1-10
E-mail: gakusei-sien-en2@office.osaka-

